

～福祉課から～

子育て支援金制度について

1. 内容は、次のとおりです。

- (1)誕生祝金……第2子が3万円、第3子以降が10万円
- (2)小学校入学祝金…第3子以降の子が小学校に入学したとき、5万円が支給されます。

2. 支給要件

- (1)この制度において、「子」とは12歳未満の子をいう。
- (2)子の母又は養育者(以下「保護者」という)が、中泊町(旧中里町、旧小泊村在住期間を含む)に引き続き5年以上住所を有すること
- (3)保護者が、一人以上の子を扶養している場合に誕生した第2子以降の子

3. 申請方法

- (1)誕生祝金……出生したとき、福祉課又は小泊支所にて手続きして下さい。
- (2)小学校入学祝金…該当すると思われる者は、福祉課又は小泊支所にて手続きして下さい。

4. 申請受付期間、申請に必要なもの

	申請受付期間	申請に必要なもの
誕生祝金	その都度	印鑑、預金通帳 (口座番号確認のため)
小学校入学祝金	平成19年4月23日～ 平成19年5月18日	印鑑、預金通帳 (口座番号確認のため)

【担当/福祉係 内線23】

～町立図書館から～

今月の Mini コレクション

「1997 ベストセラー」プレイバック!
「不登校? 自閉症?」
をテーマにした本の展示をします。

新刊情報

- 『桜川ピクニック』 川端裕人 文藝春秋
- 『年に一度、の二人』 永井するみ 講談社
- 『風姿恋伝』 唯川 恵 小学館
- 『オニが来た』 大道珠貴 光文社
- 『Last love』 Yoshi 講談社

【担当/中泊町立図書館 ☎69-1111】

販売 黒土(苗代・畑用)、赤黒土
赤土、白砂、山砂、碎石
4t車で配達、小売もします。

有限会社 雅青山建材

中泊町大字今泉字唐崎293-1
TEL・FAX 58-3051 携帯電話 090-1494-0531

なかどまり

役場情報

このコーナーは、町からの情報が盛り沢山です。さらに詳しく知りたい方は、担当へお気軽におたずねください。

中泊町役場 ☎57-2111 小泊支所 ☎64-2111

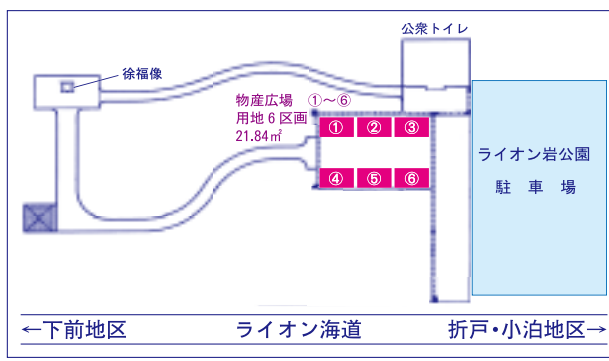
～水産観光課から～

下前活性化用地「徐福の里」
物産広場利用者の募集について

町では観光産業と地域振興の活性化を目的に、下前活性化用地を「徐福の里」として整備しました。つきましては、「徐福の里」物産広場を一般に有料で貸付し、物産販売を行なう方を下記のとおり募集しますので、お申し込みください。

- 1. 募集対象…現在、中泊町に住所または事業所を有する個人または法人
- 2. 募集区画数…6区画(1区画あたり面積21.84㎡)
- 3. 場所・位置…下記のとおり
- 4. 申し込み期日…物産広場を借りたい月の前々日(但し、土、日、祝日は除く。)まで。
- 5. 貸出期間…平成19年5月～平成19年11月までの1ヶ月単位
- 6. 貸出料金…3,000円(月額:上下水道料、電気料を含む)
- 7. 申込方法…水産観光課窓口の申請書で申し込みください。
- 8. 物産広場仕様…電源コンセント、水道、テント固定用フック
- 9. 備考…テント、テーブル等備品は各自準備が必要です。
- 10. その他…応募多数の場合は抽選となります。

【担当/観光係 ☎64-2111】



～企画調整課から～

補助事業募集のお知らせ

町では、合併後の地域の一体感の醸成に寄与する事業やもったいない町民運動に取り組む団体等に補助を行います。どうぞ応募ください。

●応募資格

中泊町内の地域づくりグループ、町内会、学校、事業者のほか、町長が認めた団体等（ただし、政党若しくは宗教に関わる団体等は除く）

●募集事業

1. 地域の一体感の醸成に寄与する事業
2. 自然環境の保全と再生を目的として取り組む事業
3. 資源の循環的利用と廃棄物等の発生抑制を目的として取り組む事業
4. 伝統文化の保存と継承を目的として取り組む事業
5. その他、町長が認める事業

●補助内容

補助金の額は、補助対象経費の8割とし、4万円を限度とする。(ただし、経常的な維持管理経費及び食糧費については、対象外とする)

●募集期間

平成19年4月2日～平成19年5月31日まで

【担当/企画調整係 内線50】

～福祉課から～

平成19年4月1日から
児童手当制度が拡充されました

○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

＜0歳以上3歳未満の児童の養育者
に対する児童手当＞

(現行) (改正)

第1子、第2子

月額5千円 → 月額1万円(倍増)

第3子以降

月額1万円 → 月額1万円(現行どおり)

＜3歳以上(現行どおり)＞

第1子、第2子……………月額5千円

第3子以降……………月額1万円

施行日…平成19年4月1日

(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

【担当/福祉係 内線23】

～静和園から～

慰問

- ・「中里横笛愛好会」代表 長利伝三
会員15名来園。「宮川獅子舞い踊り」や「登山囃子」等を1時間にわたり披露してくれました。
- ・「小山内升莫琉」(外ヶ浜町)
今回で16回目の慰問、夫妻で創作舞踊等を1時間にわたり披露してくれました。

ボランティア

- ・「雲祥寺観音妙音会中里分会」代表 古川ヤエ
会員10名来園。洗顔タオルと靴下を見舞品として持参され、入所者の衣類補修、雑巾作り等にその技能を提供してくれました。

【担当/静和園 ☎57-3101】

～環境衛生課から～

EM活性液を希望者に無料提供

5月14日からEM活性液を希望者に無料提供します。

○中里地域

配布場所……中泊町学校給食センター裏の車庫内

配布時間……午前9時～午後4時まで

配布日……5月14日～10月19日までの土・日・祝日以外

○小泊地域

配布場所……小泊支所、すくすく下前館

配布時間……午前8時～午後5時まで

配布日……5月14日～10月19日まで

◇希望者は、適当な入れ物(ペットボトルなど)を持参してください。

◇配布日は、天候により変更になることもあります。

【担当/環境衛生係 内線38・60】

建築資材一式

有限会社 長利建材店

中泊町大字尾別字浅井 197-21

TEL 57-3380・3381 FAX 57-4588 (自) 57-3181

～ 福 祉 課 か ら ～

改正された介護保険制度について

中泊町では、平成19年度から介護予防給付がはじまりました。

要支援1と2の人が利用できる介護予防サービスについて

要支援1と2の人は、介護保険制度の介護予防サービス(予防給付)の対象となります。通所系のサービスを中心に、必要に応じて訪問系のサービスや福祉用具等のサービスが利用できます。なお、サービス費用の1割(および食費等)を利用者が負担します。

(1) 介護予防通所介護

デイサービスセンターに通って生活機能の向上を目的としたサービスを受けます。全員に提供される共通のサービスと、個々の必要性や希望に応じて提供される選択的サービスを組み合わせて利用します。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設等に通って、理学療法士や作業療法士等により、生活機能の向上を目的としたリハビリテーションを受けます。全員に提供される共通のサービスと、個々の必要性や希望により提供される選択的サービスを組み合わせて利用します。

(3) 介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスが受けられない場合に、ホームヘルパーの訪問によるサービスが利用できます。

(4) 介護予防福祉用具貸与・販売

介護予防に資する福祉用具について、貸与や販売を行います。貸与については使用期間を限定し、定期的に必要性を見直します。販売については、10万円を上限に費用を支給します。(1割自己負担)

・貸与の対象となるもの

手すり(工事をとまなわないもの)・スロープ(工事をとまなわないもの)・歩行器・歩行補助つえ

・販売の対象となるもの

腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトの吊り具

(5) 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、浴槽を提供しての訪問による入浴介護が提供されます。

(6) 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

(7) 介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

(8) 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした診療や療養上の管理、指導を行います。

(9) 介護予防短期入所生活介護 / 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

(10) 介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。(1割自己負担)

(11) 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

【担当/介護保険係 内線22・76】

～ 福祉課 から ～

五所川原保健所で「こころの相談」実施

五所川原保健所が「こころの相談」を実施します。

◇精神保健福祉相談

- ・不眠 ・憂うつ ・人間関係がうまくいかずノイローゼ気味
- ・お年寄りのひどい物忘れ

などの悩みをお持ちの方、お気軽にご相談ください。

◇相談日

毎月第2金曜日 13:00～14:00

平成19年度日程（平成19年4月～平成20年3月）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	14

◇相談担当

精神科医師、精神保健福祉士

◇相談場所

五所川原保健所 第一相談室（〒037-0056 五所川原市末広町14）

◇問い合わせ先

五所川原保健所 健康増進課・精神保健担当

（TEL：0173-34-2108、FAX：0173-34-7516）



今年もやります！ 春の感謝市！



こどまり新鮮朝市



日時：平成19年4月21日(土) 午前9時～11時

場所：中泊町小泊 小泊漁協前 おまつり広場内

各出店者の販売品目（季節により変わります）

中泊町の新鮮で、おいしい水産物や農産物がいっぱい。
「イカ・メバル・タコ・エビ・ワカメ・エゴテン・モズク・
岩のり・マグロ・サザエ・アワビ・アジ焼干・トバ・乾物・
行者にんにく・ブルーベリー・はとむぎ・トマト・白菜・
お米・ほうれんそう・しいたけ・大根・にんにく・アスパ
ラ・タケノコ・クロワッサン……」

季節に合わせてさまざま用意しております。
ぜひお越しください。

天候や水揚げなどの理由で、
変更、もしくは中止になる
場合があります。また、商
品売切れのさいはご了承ください。



旬の味覚ヤリイカ！
目玉商品いっぱい！！

